

松 高 第 6 6 9 号
平成 2 2 年 1 0 月 1 日

各居宅介護支援事業所 管理者 様
各介護予防支援事業所 管理者 様

松 原 市 高 齢 介 護 課
課 長 内 本 昌 俊

訪問介護サービスにおける「院内介助」に対する介護給付費算定の取扱いについて（通知）

日頃より、松原市の介護保険制度の推進にご協力頂き誠にありがとうございます。
昨年度のヒアリング及び問い合わせに院内介助における訪問介護サービスの取扱いについての質問等が多くあり各事業所においても対応にばらつきがあり、その中には不適切な事例も見受けられるため、以下の考え方に整理しましたので内容の確認をお願い致します。

院内介助に対する基本的な考え方（大阪府事業者指導より）

通院・外出介助については、訪問介護サービスの一つとして算定対象となりますが、院内の移動等については、厚生労働省は原則対象とならないとの考え方を示しつつ、その一方で「場合により算定対象となる。」としていますが、どういう場合に算定できるかについては示していません。また、医療機関を管轄する厚生労働省医政局からは、院内介助は「医療機関が支援すべきものである」ことを示した通知は出ていないため、現場で混乱が起きているのが実情です。

この件に関して、大阪府事業所指導ではどういう場合に算定できるかについて以下の考えを示しています。

Q：医療機関における院内の介助については、基本的には医療機関等のスタッフにより対応されるべきとされているが、介護保険において院内の介助が認められるのはどのような場合か？

A：院内介助については、原則として医療機関等のスタッフにより対応すべきである。ただし、例外的に院内介助が算定できるのは、適切なアセスメントやサービス担当者会議を通して、具体的な院内介助の必要性が確認されていて、医療機関により病院内の介助を得られないことを介護支援専門員により確認される場合には、算定の対象となる。

この場合においては、居宅サービス計画に、以下の記載が必要である。

- ① 適切なアセスメントに基づく利用者の心身の状況から院内介助が必要な理由
- ② 必要と考えられる具体的なサービス内容（例えば、院内での移動時に転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけ事故がないように見守る）場合や、他科受診のための移動時に車椅子の介助）

- ③ 介護支援専門員によって、院内介助については、原則として医療機関等のスタッフにより対応すべきであるが、当該医療機関においては、当該医療機関等のスタッフによる病院内の介助が得られないことが確認された経緯（何時、誰に、確認された内容）を記載する必要がある。

この場合においても、診察時間、単なる待ち時間を除いた時間とするものである。なお、訪問介護員が診察に同行して病状の説明を行うことや医師の指示等を受けることは、利用者が認知症であるなどの理由があっても、介護報酬の算定の対象とならない。

また、訪問介護事業所においては、具体的な介助内容及びその標準時間を訪問介護計画に定めると共にサービス提供記録に記録する必要がある。

本市も大阪府の考えを踏襲し、「院内介助」に対する介護給付費の算定可否については、要介護者等のみをもって一律に判断せず個々の事例ごとに勘案し決定すべきものと考えております。判断に困る場合はあらかじめ本市にご相談下さい。

松原市役所健康部高齢介護課 認定係
担当：恩地・木村
TEL：072-334-1550（内線 2253）
E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp